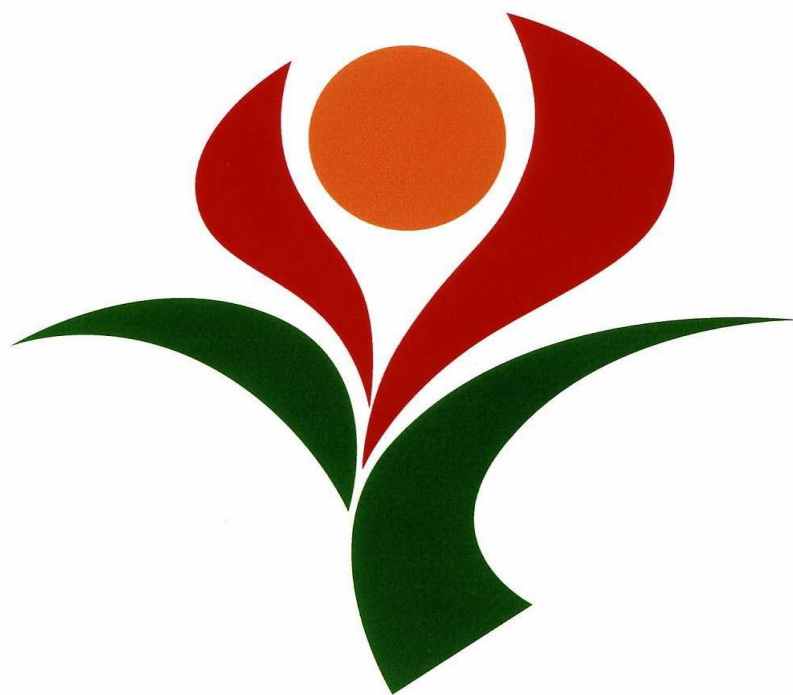


過疎地域自立促進計画

期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日



鹿児島県曾於市

目 次

1 基本的な事項

(1) 曾於市の概況	3
ア 曾於市の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	3
イ 曾於市における過疎の状況	3
ウ 産業構造の変化, 地域の経済的な立地特性, 県の総合計画等における位置付け等に 配慮した本市の社会経済的発展の方向の概要	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 曾於市の行財政の状況	7
(4) 地域の自立促進の基本方針	10
(5) 計画期間	11

2 産業の振興

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	14
(3) 計画	15

3 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計画	23

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 計画	30

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	35

6 医療の確保

(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37

7 教育の振興

(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 計画	41

8 地域文化の振興等	
（1）現況と問題点	42
（2）その対策	42
（3）計画	42
9 集落の整備	
（1）現況と問題点	43
（2）その対策	43
（3）計画	43
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
（1）現況と問題点	45
（2）その対策	45
（3）計画	45
（添付）事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分	47

1 基本的な事項

(1) 曾於市の概況

ア 曾於市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、平成 17 年 7 月 1 日に曾於郡内の大隅町・財部町・末吉町との合併により新設された市であり、市名は古代から熊襲と呼ばれた人々が住む、熊（球磨）国及び襲（曾）国の襲国に由来し、最古の記載文献は「延喜式」の巻二十二に「贈於」とあります。於は贈の音韻であって、和銅年間に地名を二字とする勅^{みことづかり}がでて贈に於を加えたものであり、この歴史ある地名を継承し新市の名称としました。

地理的には鹿児島県大隅半島の北部に位置し、北は宮崎県都城市、東は宮崎県日南市、南は志布志市・大崎町、西は霧島市に隣接し、東西約 30 km、南北 4 km ないし 31 km の長靴形を呈しており、面積 390.11k m²、人口 38,507 人（平成 27 年 4 月 1 日住民基本台帳）であり、市の北部は大淀川流域に開け、都城盆地の一角をなし、また南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的には起伏の多い台地となっています。

自然的には高千穂の峰をはじめとする霧島山系を仰ぎながら、白鹿岳・高之峯や、大川原峡・花房峡・大鳥峡など風光明媚な景観地などすばらしい自然に恵まれています。

気象条件は冷涼温暖多雨で比較的に恵まれています。土質は大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌で、粘着性がないため集中豪雨時には土砂の崩壊等で甚大な災害を受けやすく、厳しい自然状況下におかれています。総面積の約 59.3% が山林で占められ、耕地は約 22.2% で農業の基盤整備も進み、田については 77.8%、畑については 61.8% のほ場整備率です。

交通体系では、中心部を南北に国道 269 号が走り、中央部を国道 10 号が横断し、東部の宮崎県との県境の一部を国道 222 号が走り、市の西部においては東九州自動車道が新直轄区間として整備され、平成 26 年 12 月に曾於弥五郎 I C～鹿屋串良 J C T までの区間が供用開始されました。また、都城志布志道路の整備については、末吉 I C～有明北 I C は既に供用されており、末吉 I C～県境間は平成 25 年度に整備区間に指定され、開通に向けて大きく動き出しました。これにより農林畜産業の活性化、救急医療体制の確立、企業誘致、災害対応等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待されます。

市の中心部から東九州自動車道（末吉財部 IC）まで 15 分、九州縦貫自動車道宮崎線（都城 IC）まで 30 分、志布志港まで 40 分、鹿児島・宮崎空港まで 1 時間圏内となっています。

また、本市は 16 万都市の宮崎県都城市と接しており、市中心部から都城市街地まで約 8 km で結ばれており、地理的・歴史的・経済圏からも都城市とのつながりが大きくなっています。

イ 曾於市における過疎の状況

本市の人口は、昭和 30 年（72,260 人：国勢調査※1）を頂点に年々減少し、平成 16 年 3 月末現在の住民基本台帳では 44,554 人となっており、1 世帯当たりの人員も国勢調査で見ると昭和 30 年の 4.77 人から平成 12 年には 2.51 人に半減し、さらに、平成 17 年には 2.43 人、平成 22 年には 2.27 人となり、核家族化及び単独世帯の増加が進行しています。

このような少子高齢化に歯止めをかけ、過疎からの脱却をはかるために若者定住対策として定住団地の造成、住宅取得祝金、出産祝金、新規就農者支援事業、雇用の確保のための企業誘致等などに積極的に取り組み、高齢者対策として健康づくりや生涯学習を通じた生きがいづくり、老人クラブの活性化、シルバー人材センターの育成にも取り組んでいます。

今後も、農林業を中心とした経営の近代化と教育文化の振興・福祉の充実・観光施設の整備・企業

誘致等を積極的に推進し、地域資源を活かした産業・文化等の諸施策をすすめます。

※1 現在の曽於市を構成する旧3町（大隅・財部・末吉）の地理的枠組みで人口比較のできる最古の国勢調査（昭和30年1月20日に1町2村が合併し大隅町となり、同年4月1日に野方村の一部を編入合併したため）

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した本市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業者数の推移をみると、昭和60年当時で全就業人口の44.1%を占めていた第一次産業が、平成22年になると25.6%にまで減少を見せているのに対して、第二次産業は微増、第三次産業は増加傾向にあるが、極端な工業化・サービス業化といった傾向はなく、本市の基幹産業は農林畜産業を中心とした第一次産業ですが、次第に従事する人、担い手が減少していることが分かります。

経済的な立地特性では、市の北部に隣接している宮崎県第2の都市である都城市まで20分、東南方向に位置する重要港湾で国際戦略港湾に指定されている志布志港まで40分、大隅半島の最大の都市である鹿屋市まで50分、近年IT関連産業の進出により人口増加率の著しい国分隼人地区まで40分の距離であり、九州東部を縦断する東九州自動車道の整備及び都城志布志道路の整備が進むことで、これまで以上に鹿児島県の東の玄関口・交通の要衝としての役割が期待されております。

また、市南部の本市大隅町には国の機関の多くが設置されており、国の機関としては税務署、法務局、自衛隊鹿児島地方連絡部大隅募集事務所が国の合同庁舎内に、そして簡易裁判所・検察庁・職業安定所がその周辺部に設置されています。そして、県の機関としては総務・福祉・農林・土木・教育等全ての機関が鹿屋市に移転し、本市大隅町には、曽於畑地かんがい農業推進センターと県税課曽於総務分室、土木建築課曽於市駐在が設置されています。さらに、肉用牛の改良に関する試験研究や優良種雄牛の改良産出を行っている県肉用牛改良研究所もあり、その他の機関としては東洋一の規模を誇る曽於中央家畜市場もあります。

このような背景のもと、畑地かんがいなど農業基盤の整備によって、県下有数の畑作地帯、日本有数の畜産地帯が形成されています。また成熟度の高い林業地帯が形成されており、今後、県産材供給基地としても発展が期待されています。近年、農産物の輸入自由化、外材輸入量の増加など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、競争力のあるブランドの確立が急務となっています。

このため地域特性を活かした農林業、地場産業の育成や積極的な企業誘致を進め、地域経済の活性化を図る必要があります。農業については、環境保全型農業の推進や農産物を活用した特産品の開発、畑地かんがい整備により水を利用した園芸作物等の振興、後継者の確保と育成、農地の流動化による大規模農業、6次産業化の推進、農産物のブランド化を更に進め、新規就農者及び高齢者の積極的参入をすすめることで産業として魅力のある農業の振興を図ります。商業では、大型店の参入あるいは商業集積及び既存商店の特色ある活性化と後継者の確保・育成に取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の総人口は、平成22年国勢調査時点で39,221人となっております。平成17年国勢調査では42,287人であることから、約5年間の間に3,000人（年間600人）ほど減少しています。

また、総人口だけでなく、総人口に占める年齢構成については、合併当時の平成17年国勢調査では、年少人口（0～14歳）が5,229人（総人口の12.4%）、生産年齢人口（15～64歳）が23,144人（総人口の54.7%）、老年人口（65歳以上）が13,914人（総人口の32.9%）となっています。一方で、平成22年国勢調査では、年少人口が4,468人（総人口の11.4%）、生産年齢人口が21,145人（総人口の53.9%）、老年人口は13,587人（総人口の34.6%）となっていることから分かるように、年少人口と生産年齢人口は数・割合ともに減少しているのに対し、老年人口の占める割合は次第に増加

しています。

また、人口については平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳で 38,507 人、男女の比率は、男 46.9%、女 53.1%となっており、5 年前や 10 年前に比べて極端な変化はありませんが、どちらかというと男が減少傾向になっています。

就業人口の総数は、平成 12 年には 24,025 人でしたが、平成 22 年は 18,767 人となり 10 年間で 15.6%減少しています。

産業別で見ると、平成 2 年調査までは第一次産業がトップを占めていましたが、平成 7 年調査以降は第三次産業がトップになっています。平成 22 年調査での割合は第一次産業が 25.6%、第二次産業が 21.5%、第三次産業が 52.9%となっています。10 年前の平成 12 年と比べると、第一次産業が 2.4 ポイント、第二次産業は 4.1 ポイント減少しているのに対して、第三次産業は 6.5 ポイント増加しています。今後も、サービス業を中心に第三次産業が増加し、農業や製造業を中心とする第一次産業や第二次産業が減少するものと思われます。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 68,644	人 61,807	% △10.0	人 54,395	% △12.0	人 49,765	% △8.5	人 49,060	% △1.4
0 歳～14 歳	26,520	21,028	△20.7	15,075	△28.3	11,163	△26.0	9,578	△14.2
15 歳～64 歳	37,742	35,791	△5.2	33,751	△5.7	32,529	△3.6	32,454	△0.2
うち 15 歳～29 歳 (a)	13,879	11,103	△20.0	9,128	△17.8	8,873	△2.8	8,702	△1.9
65 歳以上 (b)	4,382	4,988	13.8	5,569	11.6	6,073	9.1	7,028	15.7
(a)/総数 若年者比率	% 20.2	% 18.0	—	% 16.8	—	% 17.8	—	% 17.7	—
(a)/総数 高齢者比率	% 6.4	% 8.1	—	% 10.2	—	% 12.2	—	% 14.3	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 48,869	% △0.4	人 47,492	% △2.8	人 46,328	% △2.5	人 44,910	% △3.1	人 42,287	% △3.1
0 歳～14 歳	9,423	△1.6	8,895	△5.6	7,874	△11.5	6,534	△17.0	5,229	△17.0
15 歳～64 歳	31,534	△2.8	29,465	△6.6	27,370	△7.1	25,512	△6.8	23,144	△6.8
うち 15 歳～29 歳(a)	7,393	△15.0	6,166	△16.6	5,579	△9.5	5,846	4.8	5,461	△6.6
65 歳以上(b)	7,912	12.6	9,132	15.4	11,084	21.4	12,863	16.1	13,914	8.2
年齢不詳	0	—	0	—	0	—	1	—	0	—
(a)/総数 若年者比率	% 15.1	—	% 13.0	—	% 12.0	—	% 13.0	—	% 12.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.2	—	% 19.2	—	% 23.9	—	% 28.6	—	% 32.9	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増加率
総 数	人 39,221	% △7.3
0 歳～14 歳	4,468	△14.6
15 歳～64 歳	21,145	△8.6
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,340	△20.5
65 歳以上 (b)	13,587	△2.4
年齢不詳	21	-
(a)/総数 若年者比率	% 11.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 34.7	—

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日			平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成 比		実 数	構成 比	増減率	実 数	構成 比	増減率
総 数	46,101 人	—		44,000 人	—	△4.6%	41,110 人	—	△6.6%
男	21,867 人	47.4%		20,806 人	47.3%	△4.9%	19,269 人	46.9%	△7.4%
女	24,234 人	52.6%		23,194 人	52.7%	△4.3%	21,841 人	53.1%	△5.8%

区分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		38,964 人	—	△5.2%	38,507 人	—	△1.2%
男 (外国人住民除く)		18,268 人	46.9%	△5.2%	18,060 人	46.9%	△1.1%
女 (外国人住民除く)		20,696 人	53.1%	△5.2%	20,447 人	53.1%	△1.2%
参 考	男（外国人住民）	11	0.0%		13 人	0.0%	18.2%
	女（外国人住民）	100	0.3%		121 人	0.3%	21.0%

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 34,983	人 30,353	% △13.2	人 29,023	% △4.4	人 26,311	% △9.3	人 26,676	% 1.4
第一次産業 就業人口比率	% 74.8	% 70.4	—	% 66.2	—	% 58.2	—	% 47.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 6.8	% 8.1	—	% 8.7	—	% 13.8	—	% 20.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 18.4	% 21.5	—	% 25.1	—	% 28.0	—	% 32.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 25,907	% △2.9	人 24,716	% △4.6	人 24,025	% △2.8	人 22,243	% △7.4	人 20,987	% △5.6
第一次産業 就業人口比率	% 44.1	—	% 37.6	—	% 32.8	—	% 28.0	—	% 28.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.3	—	% 25.1	—	% 26.1	—	% 25.6	—	% 22.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.6	—	% 37.3	—	% 41.1	—	% 46.4	—	% 48.7	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増加率
総 数	人 18,767	% △10.6
第一次産業 就業人口比率	% 25.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.9	—

(3) 曾於市の行財政の状況

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況など環境が大きく変化してきているところであり、地域住民の行政に対するニーズは高まり、市町村の行政需要も年々量的に増大し複雑多岐にわたっています。これらに

的確に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の強化が不可欠であると考え、多様化・高度化する住民ニーズに対し、十分な行政サービスを提供できる体制づくりを更に推進します。

財政の状況は、一部景気浮揚対策はありながらも、全体的には公共事業の削減等により厳しさを増しています。

特に地方債発行の急増は、後年度に公債費負担の大幅な増加をもたらしており、景気低迷に伴う地方税収の伸び悩みと相まって、地方公共団体の財政構造の硬直化をもたらしています。

一方、国も構造改革を一層推進し活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進するなど、極めて厳しい状況にあります。

本市においても、自主財源が乏しく国からの地方交付税等に大きく依存しており、住民一人当たりの歳出総額も割高で財政構造の硬直化が進んでいます。

こうした状況の中で、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行政システムや徹底した行政改革を推進するとともに、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっています。

表 1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	21,678,539	20,957,517	23,956,081	23,386,703
一般財源	14,148,433	14,861,231	13,644,796	13,116,194
国庫支出金	1,017,124	1,615,053	2,710,525	2,538,359
都道府県支出金	2,141,668	1,282,824	2,523,779	1,665,911
地方債	1,836,600	2,274,500	3,646,700	4,015,000
うち 過疎債	647,000	370,400	817,300	680,300
その他	2,534,714	923,909	1,430,281	2,051,239
歳出総額 B	21,123,591	20,408,676	22,780,106	22,760,838
義務的経費	9,203,175	9,979,283	9,835,894	9,659,157
投資的経費	3,683,939	3,515,490	4,142,440	4,679,814
うち普通建設事業	4,089,129	3,302,156	4,108,710	5,229,790
その他	7,160,541	6,528,973	7,776,061	7,483,367
過疎対策事業費	1,075,936	384,930	1,025,711	938,500
歳入歳出差引額 C (A-B)	554,948	548,841	1,175,975	625,865
翌年度へ繰越すべき財源 D	46,982	105,788	345,077	94,448
実質収支 C-D	507,966	443,053	830,898	531,417
財政力指数	0.23	0.289	0.28	0.28
公債費負担比率	22.8	24.3	19.3	20.9
実質公債比率	-	16.9	12.2	8.5
起債制限比率	12.2	15.3	-	-
経常収支比率	84.1	97.5	86.3	87.4
将来負担比率	-	-	28.9	1.7
地方債現在高	28,612,261	25,246,923	24,587,188	27,368,989

1 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	32.0	23.6	36.8	49.1	59.08
舗装率 (%)	6.1	76.1	88.8	94.0	95.35
農道					
延 長 (m)	-	-	-	-	1,203,379
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	115.7	91.9	107.8	143.0	138.7
林道					
延 長 (m)	-	-	-	-	80,279
林地 1ha 当たり林道延長 (m)	2.7	4.9	4.1	4.0	4.1
水道普及率 (%)	21.5	64.8	83.3	86.9	83.3
水洗化率 (%)	0.1	0.9	3.9	56.1	60.7
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0.8

区 分	平成 25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	63.4
舗装率 (%)	95.2
農道	
延 長 (m)	1,203,378
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	138.7
林道	
延 長 (m)	81,977
林地 1ha 当たり林道延長 (m)	4.2
水道普及率 (%)	87.2
水洗化率 (%)	63.3
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	0.7

上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市では、これまでも自立促進のために社会資本の整備や生活基盤の整備・ブロードバンドの整備など過疎対策事業に積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として人口減少が続き、若年層の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下、生活道路等の交通基盤や生活環境基盤の整備、厳しい財政状況など多くの課題を抱えています。

これらに的確に対応し、市民に身近な自治体として、将来にわたり良質な行政サービスを安定的に提供し、市民の期待に応えていくため、先人から受け継いできた歴史と文化、豊かで美しい自然環境とその恵みを活かして発展してきた産業、そして本市に暮らす人々や地域の絆など多様な地域資源を最大限に活用することにより、新たな時代に適合した本市独自の地域文化や産業などの振興を図るとともに、高度情報化や国際化等の新たな時代の変化に対応した教育や生涯学習の環境整備に力を注いでいきます。

また、先人が遺した「自助・互助・公助」の精神をまちを構成するすべての者が再認識し、お互いの役割を担いながら、それぞれの個性を活かして主体的に生きいきと活動するまちづくりを進めていきます。

こうしたまちづくりの基本的な考えのもとに、「第2次曾於市総合振興計画」において曾於市の将来像を「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」と定め、将来像を実現するために以下のとおり政策の基本方向を定めています。本計画においても、将来像及び政策の基本方向は、「第2次曾於市総合振興計画」に即しながら、国及び県との連携のもとに、地域再生計画等を積極的に活用しながら、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を実施し、自立促進を図っていきます。

ア 市民主役の協働のまちづくり

行政に求められる役割が日々多様化・高度化する中、財政難・職員の人手不足が課題になりつつあります。市民からの要望に最大限応えるためにも、事務の効率化や合理化を推し進めるとともに、市民に対して丁寧かつ心のこもったサービス提供に努めます。

また、今後の本市のまちづくりについては行政の視点だけではない新しい発想が必要不可欠です。そのため行政だけでなく、市民や地域、NPOやNGOなど様々な主体がそれぞれのまちづくりの課題に応じて協力して取り組む動きをさらに加速させます。

イ 市民のこころ安らぐまちづくり

市民の「こころやすらぐ」生活にとって、「健康」そして「清潔」といった要素は必要不可欠です。市民が本市でいきいきと楽しく生活を送るために、市民の健康づくりを応援するとともに、気持がよい生活を送るためごみのない清潔なまちを維持し続けます。

また、様々な事情から支援を必要としている方に対しては、それぞれのニーズにあった福祉施策を展開し、中長期的に自立して生活できる支援活動を行います。

ウ 地域資源を活かし、活力とにぎわいのまちづくり

豊かな自然環境を生かした本市の産業ですが、内外の様々な環境の変化に直面し、後継者不足等の問題が現実のものになっています。また、人の定住のためには「本市の産業」が元気を取り戻すことが何よりも重要です。

本市の基幹産業である農林業については、生産そのものに対する支援はもちろんの事、商品開発や消費といった部分にも問題関心を広げ、様々な人や団体と連携する事で「そお」ブランドの魅力・価

値をさらに高めます。

商工・観光については、商工業の相談・指導体制の強化による商店街の活性化を促進するとともに、豊かな自然や地域の特性を生かした観光への取り組みを目指します。

さらには、本市産業の担い手確保についても積極的に情報を発信・フォローをする事で、多くの若者が本市で充実した生活を送れるよう努めます。

エ 市民生活の土台を守るまちづくり

本市におけるあらゆる活動は、本市のインフラが安全に利用できる事が必要不可欠です。本市のインフラの状態に常に注意を払い、市民が「あたりまえ」に利用できるよう維持管理に努めます。そして、市民が安心して本市で生活を送るためには、災害が発生した際に迅速に対応することが重要です。災害に強いまちづくりをすすめるため、訓練などを通じて市民一丸となった災害対策を推進します。

また、市民の生活の土台、基盤としての住居についてもその安全と量が十分に確保される必要があります。今後の定住者の受け皿として利活用できるよう維持管理に努めます。

オ 個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり

10年後、20年後の本市のまちづくりを担う若い世代に対して、学校・家庭・地域が連携することで、本市全体が若い世代を見守る体制を作ります。そして、若い世代だけではなく、あらゆる世代の市民が常に学び・自己を高め続ける場としての生涯学習やスポーツ活動を展開します。

また、地域で育まれた貴重な歴史・文化は本市の貴重な財産です。歴史・文化の保存・継承の強化を図るとともに、本市の新たな文化の創造にも積極的に取り組みます。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

農畜産物の輸入自由化，資材費の高騰等による環境変化の中で，農家の高齢化や後継者不足など農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり，これらに対応した営農体系の確立や担い手の育成・確保が急務となっています。

また，近年は食への「安心・安全」を求める消費者・市場ニーズに対応した農畜産物を安定的に供給する食糧供給基地としての役割がますます期待されています。

本市は，茶・ユズ・ハクサイ・スイカ・黒豚・黒牛など地域を代表するブランド品目がありますが，現在実施されている畑地かんがい事業の完成による一大産地の形成が見込まれることから，6次産業化や農畜産物のさらなるブランド化を推進するとともに，地域内の耕作放棄地や遊休農地の有効活用と農業への企業参入についても検討する必要があります。

① 基盤整備

1) 農業

本市の北部は大淀川支流域に開け，都城盆地の一角をなし，また南部は菱田川支流域に広がる地域となっており，山林地帯が多く，平均気温も県平均に比べやや低い冷涼地帯という特性をもっています。総面積の59.3%が山林に占められ，耕地のうち水田は大淀川・菱田川支流域に開け，冷涼な気候を利用した茶や野菜の栽培が行われています。

平成22年農林業センサスによると経営耕地面積5,099haの内訳は水田1,544ha(30.3%)，畑3,109ha(61%)，樹園地他446ha(8.7%)となっており，県内の経営耕地面積に占める割合は6.8%であります。平成22年の農家戸数は5,054戸で，専業1,987戸，第1種兼業農家331戸，第2種兼業農家850戸となっていますが，平成17年調査から平成22年調査までの5年間に849戸減少しています。また，就業者の年齢も60歳以上が7割を占めており高齢化が進行しています。このように農家戸数が減少し，農業生産力が低下することが危惧されるので，若い農業担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

農業の大半は，畜産を主体に甘しょ・露地野菜を組み合わせた複合型農業が主となっています。

平成26年の農業生産額は40,990百万円で，耕種・畜産(飼料作を除く)別にみると，畜産が32,682百万円で全体の79.7%を占め，耕種は8,766百万円で17.0%となっています。

また，農地の整備状況は約67.2%完了し，地域の農業法人化も少しずつ進んでおり，畑地かんがい事業を中心とした効率的かつ安定的な農業経営を育成し，若者が希望をもって定着できる魅力ある農業を確立する必要があります。

表2-1 農地整備状況（平成26年度農業農村整備事業における市町村別整備水準調査）

項目	かんがい排水 (用水)	かんがい排水 (排水)	畑地かんがい	ほ場整備 (全体)	ほ場整備 (水田)	ほ場整備 (畑)	農道整備
要整備量(ha)	2,988	2,988	3,664	6,123	2,071	4,052	1,050
整備済量(ha)	2,046	2,163	1,002	4,118	1,612	2,506	454
整備率	68.5%	72.4%	27.4%	67.2%	77.8%	61.8%	43.3%

2) 林業

本市の総土地面積は39,011haで，森林面積は23,149haとなっており総土地面積の59.3%を占めており，森林面積のうち民有林面積は19,472haで森林面積の84%を占めています。

そして、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積（国有林を除く）は 16,063ha で人工林率が 82% であり、県内有数の林業地帯を形成しています。また、人工林のうち 35 年生以上の森林が 14,476ha で全体の 90% を占めており、森林資源が充実してきています。

現在の林業・木材産業を取り巻く環境は、景気低迷による住宅着工戸数等の減少による影響で、国産材価格が低迷し、併せて高齢化等に伴う林業労働力の減少により、森林の適切な管理が困難な状況にあります。森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、保健休養の場等の公益的機能の重要性は、益々高まっています。こうした状況の中で、今後は、森林所有者及び地域住民の意向を踏まえ、林業環境保全を考慮した適切な森林管理による木材生産と併せて、環境を守る材料として木材の利活用を最優先に推進する必要があります。また、最近増加してきている皆伐の増加に伴い、再造林がなされない山林も増加してきています。そのような中、持続可能な林業を維持するためには再造林の推進が必要となっています。

② 経営近代化施設（農林業）

本市の基幹産業である農林業の更なる振興を図るため、各生産組織の強化・生産技術の高位平準化、生産から流通・加工・販売に至る一体的な生産基盤の整備を進める必要があります。このため農林業関連近代化施設の設置・運営に努め、各部門における生産組織の育成と生産技術の向上による重点作物の振興・地域農業の再編に努める必要があります。

③ 地場産業の振興

本市の基幹産業である農林業の安定的な経営及び所得向上を図るためには、農林産物のブランド化と販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大を進めていく必要があります。このため、生産・加工・流通・販売について施設等の整備を検討する必要があります。

④ 企業誘致

本市はこれまで、土地取得・設備投資・雇用をはじめとする助成措置を実施し、企業誘致活動に積極的に取り組んできました。また誘致のための工業団地を曾於市土地開発公社が所有し、残りの分譲可能面積が 40,100 ㎡あり、今後、都市部企業・地元企業の誘致活動をすすめる、新卒者や U・I・J ターン者の雇用の場の創出や企業から見た労働力の確保、さらには雇用情勢の変化を含めた対策も図る必要があります。

⑤ 商工業

本市の商業を取り巻く環境は極めて厳しく、特に隣接する都城市・鹿屋市における大型店の出店により市内商業は大きな影響を受けています。

本市の商業は、平成 25 年鹿児島県統計年鑑によると 398 店舗、従業者数 1,999 人で、零細な商店が多く、食料品及び日用・雑貨品の販売を中心とした小規模経営であり、旧町の中心商店街は空店舗や店舗の老朽化が目立ち、商店が散在している状況にあります。

本市の商業振興を図るためには、商業者の意欲と自助努力はもちろんのことですが、商業者・行政・地域住民が密接な関係を持ちながら、相談・指導体制の強化による活性化を促進するとともに、個性ある街並みや購買力を促進するための方策を検討する必要があります。

⑥ 観光又はレクリエーション

本市は、景観の美しい花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡・桐原の滝など自然を活かした森林レクリエーションの場に恵まれています。各施設においては更なる集客力確保のための整備拡充を図る必要性があり、今後積極的に施設整備を推進する必要があります。

また、市内には都市と農村の交流の場等として 3 つの交流（温泉）施設があり、市内及び近隣市町

村からの利用者が多く、貴重な交流・癒しの場として機能しています。

今後、歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進する必要があります。

(2) その対策

① 基盤整備

1) 農業

畑地かんがい事業の早期完了を促進するほか、ほ場整備などによる農業生産基盤を強化します。また、農地流動化や地域営農システムの構築などをすすめて、農業後継者等育成対策事業により、中核的担い手の育成及び新規就農者の確保に努めます。

畜産については、肉用牛の高能力牛確保等による生産性の向上を図り、段階的な規模拡大による大規模経営の育成に努めます。また、養豚は優良系統豚の活用による高品質な黒豚の生産を推進し、養鶏は飼養管理技術や衛生管理技術の向上による生産性の向上とコスト削減を進めます。

園芸産地の形成のため畑地かんがい営農の推進のもと、大規模野菜農家を核とする団地づくりによる畑作営農産地の育成を図るとともに、施設野菜や花卉の生産量の拡大などによる産地形成を図ります。茶については、適正な施肥・防除によるクリーンな茶づくりを進めながら、産地の拡大と高級茶としての銘柄確立を図ります。

農畜産物の産地銘柄を確立するため、付加価値の高い特産品、加工品の開発により、総合的な「曾於市ブランド」を確立し、地場産業の活性化を図ります。

2) 林業

林業については、林道・作業路・集材路等の路網整備を進め、各種支援制度を活用した森林組合の活動強化及び育成を図り、従事者の確保に努め、計画的な造林・間伐を推進します。併せて木材需要の拡大に努めます。また、椎茸、枝物などの特用林産物の生産を推進します。その他、森林空間の活用や森林の保全に努めます。

② 経営近代化施設（農林業）

基幹産業である農林業の更なる振興を図るため、各生産組織の強化・生産技術の高位平準化、生産から流通・加工・販売に至る一体的な生産基盤の整備を進めます。そのため、国・県補助事業を積極的に活用し、施設等を整備し競争力のある農林業の確立を図ります。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行関連対策として、曾於市有機センターをはじめとする環境保全対策施設等の整備・更新・改修を計画的に実施します。

③ 地場産業の振興

基幹産業である農林業の安定的な経営及び所得向上を図るため、農林産物のブランド化と販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大を進めます。このため、生産・加工・流通・販売について施設等を整備し、地場産業の育成強化を図ります。

④ 企業誘致

新卒者やU・I・Jターン者の雇用の場を創出し、地域労働力の地元雇用への定着、新たな税収の確保を図るためにも、今後も都市部企業や地元企業の誘致活動を公有地・民有地問わず積極的に進めます。そのため誘致企業に対する土地取得・設備投資・雇用をはじめとする各種助成措置の充実を図ります。

また、土地開発公社所有分譲地の誘致活動を今後優位に進めるための施設等の整備についても、制度の創出を含め積極的に取り組みます。

⑤ 商工業

消費者視点に立った商業振興を図り、魅力ある商業環境づくりを推進します。商工業者の一層の自助努力を促すとともに、商工会との連携を強化し地元商業の活性化に努め、市全体で「買い物は地元で」運動を展開し、購買力を高める運動を推進します。

また、起業家の育成・創業者の支援を商工会と協力しながら実施し、各機関への陳情、懇談会の開催、商店の近代化の促進、各種情報の収集及び発信を実施していきます。

⑥ 観光又はレクリエーション

花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡など森林レクリエーション施設をはじめ、主要な観光施設の整備充実を図るとともに、歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進します。

そして、グリーン・ツーリズムや観光農園、キャンプ場など豊富な自然資源を活かした体験型・滞在型の観光・レクリエーションの展開を推進し、関連施設の集客力確保のための整備拡充・修繕改修を計画的に実施します。

各地域の歴史や文化を活かし年間を通じてイベントを計画し、効果的なPRによる集客増及び交流促進を図り、大隅広域観光開発推進会議、日南・大隅地区観光連絡協議会、環霧島会議、霧島ジオパーク推進連絡協議会など広域観光体制の強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金事業 (立馬地区) A=10.4ha	市	
		農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金事業 (上坂元地区) A=10.7ha	市	
		農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金事業 (柳井谷・田尻地区) A=8.0ha	市	
		中山間地域総合整備事業負担金 (大隅地区) 農道・用排水施設	県	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 (曾於地区) かんがい排水・農道等農業集落道・排水等	市	
		農村振興総合整備事業 (末吉地区)	県	
		国営かんがい排水事業 (曾於北部地区)	国	
		県営かんがい排水事業(大隅南地区) A=212ha	県	
		農地整備事業(畑地帯担い手支援型) 大隅南地区 A=212ha	県	
		県営畑地帯総合整備事業 第一曾於北部地区(144ha)	県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	県営畑地帯総合整備事業 第二曾於北部地区 (267ha)	県	
		県営畑地帯総合整備事業 第三曾於北部地区 (617ha)	県	
		県営畑地帯総合整備事業 第四曾於北部地区 (541ha)	県	
		県営畑地帯総合整備事業 第五曾於北部地区 (428ha)	県	
		シラス対策事業 (竹山地区) A=28ha	県	
		シラス対策事業 (末吉柳原迫地区) L=4,070m	県	
		シラス対策事業 (岩崎地区) L=2,200m	県	
		シラス対策事業 (金丸地区) L=9,080m	県	
		シラス対策事業 (宇都地区) L=11,030m	県	
		シラス対策事業 (荒川内地区) L=2,600m	県	
		農村地域防災減災事業 1・2 級河川の堰体・護岸等整備補強 (岩松地区)	県	
		県営特殊農地保全整備事業 (梶ヶ野東迫地区) A=49.6ha	県	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (菅牟田地区)	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (吉井地区)	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (川床地区)	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 (里脇地区)	市	
		農業基盤整備促進事業 (種子田地区他 5 地区)	市	
	(1) 基盤整備 林 業	公有林総合整備事業 公有林保育管理作業	市	
		曾於市単独間伐及び 再造林促進対策事業 間伐促進 85ha 再造林促進 130ha 下刈推進 320ha 広葉樹植栽促進 2ha	市	
	(3) 経営近代化施設 農 業	末吉諏訪地区農業研修センター駐車場 整備事業 舗装面積 1,140 m ² 区画線 155m	市	
	(8) 観光又はレク リエーション	弥五郎伝説の里施設改修事業 (施設内外の改修工事)	市	
		メセナ住吉交流センターサウナ室ほか 改修事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	・改修設計 ・サウナ室改修 ・蒸気及び温水ボイラー取替 ・洗い場混合栓取替		
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	財部ふれあい広場駐車場舗装補修事業 舗装面積 6,000 m ² 区画線 2,000m	市	
		農業後継者等育成対策事業 新規就農者への支援を行い、本市で農業を営む青年農業者を確保しながら、研修会等を実施し、農業の担い手としての資質向上を図る。	市	
		ブランド確立推進事業 曾於市ブランドを確立するための体制づくりを推進し、PR活動及び流通ルートの拡充を積極的に行い地場産業の活性化を図る。	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

道路は日常生活や経済活動など社会生活の基盤であるとともに、さまざまな空間機能を有する公共施設であります。

本市の道路網は、中心部を南北に国道 269 号が走り、中央部を国道 10 号が横断し、東部の宮崎県との県境の一部を国道 222 号が延びており、特に市の西部の東九州自動車道「国分 IC～末吉財部 IC 間及び末吉財部 IC～曾於弥五郎 IC」の完成は、本市の活性化に大きな役割を果たすものとなっています。

県道は 23 路線が市内を網の目状に延び、また通称「そお街道」が市内のほぼ中心を南北に走り、これらに市道が結節し市内の各地域を連絡しています。

こうした道路網も計画的に整備してきましたが、輸送量の増加や車両の大型化に伴う舗装の損傷が進んでいます。

市道においては未改良の路線も多く、今後の計画的な整備が必要であります。また、高齢化社会の中での交通安全対策や安心・安全な道路整備と環境整備は重要な課題であります。

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路

平成 14 年 3 月に東九州自動車道の国分 IC～末吉財部 IC 間が開通し、さらに平成 22 年 3 月に末吉財部 IC～曾於弥五郎 IC 間、平成 26 年 12 月に曾於弥五郎 IC～鹿屋串良 JCT 間が開通しました。

また、市の東部においては都城志布志道路（総延長約 40km）が平成 6 年 12 月に計画路線に指定され、末吉 IC～有明北 IC 間は既に供用されており、末吉 IC～県境間は平成 25 年度に整備区間に指定され、開通に向けて大きく動き出しました。これにより農林畜産業の活性化、救急医療体制の確立、企業誘致、災害対応等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待できます。鹿児島県側では平成 9 年度に末吉松山有明道路が整備に着手され、平成 17 年 2 月には末吉 IC～松山 IC 間（約 4km）の一部供用が始まり、平成 20 年 2 月には末吉 IC～有明北 IC 間（約 8km）の全区間が供用され、現在は更に志布志市方面への整備が進められています。

今後、都城志布志道路については九州縦貫自動車道宮崎線（都城 IC）や東九州自動車道（志布志 IC（仮称））並びに志布志港と接続して広域交通ネットワークを形成し、物流の効率化を図るため早期全線開通が求められています。

② 国道

市内の中央部を横断する国道 10 号は、宮崎県から鹿児島県を結び、市の中心部を縦断する国道 269 号は宮崎県から大隅半島の南端までを結んでおり、共に幹線道路です。また、市の東部の宮崎県との県境の一部を走る国道 222 号は宮崎県都城市と同県日南市とを結ぶ幹線道路となっています。

国道における整備は進んでいますが、交通安全施設（歩道）の未設置区間があり、その整備促進が必要となっています。

③ 県道

県道は主要地方道が、都城隼人線・志布志福山線・南之郷志布志線・垂水南之郷線の 4 路線と一般県道の 19 路線が市内を網の目状に走っています。

県道においては、改良率の低い路線もあり、また、交通安全施設の未整備区間もあり、これらの早期改良整備が必要となっています。このため、県道と市道の計画的な整備を促進し、地域の活性化や

地域づくりとの一体的整備を図ることが求められています。

④ 市道

市道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接し、日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されており、市内全域には 1,019 路線、総延長が 951,378m となっており、集落間を縦横に結んでいます。

主要路線の 1 級市道の 125,291m は改良率 76.5%(平成 26 年 4 月 1 日現在)、2 級市道の 130,222m は改良率 62.4%(同)、その他の市道 695,865m は改良率 61.2%(同)であり、主要な路線については整備が進んでいますが、日常生活での自動車の一般化や高齢化社会での福祉施策、救急や防災などの緊急時の対応など、生活環境の変化に十分適応できるよう、さらに市道の計画的改良と均衡ある整備が必要となっています。

⑤ 農林道

本市の主要産業である農林業の生産基盤として、また、農村集落の日常生活を支える基盤として農林道の役割は大きく、重要な道路です。さらに、市道の補完的役割を果たしています。

農林道の整備については、基盤整備などと一体的に整備し、一定の受益者負担の合意を得ながら整備の促進と持続的な維持管理を図る必要があります。

⑥ 交通機関

1) バス

本市のバスは、三州自動車・宮崎交通の 2 社が運行しており、この路線は、市内をはじめ鹿屋市・霧島市・志布志市・宮崎県都城市へ通勤・通学・通院などの交通手段として利用されています。

また、本市においては、民間バス業者が運行していない路線区間を、運行委託で思いやりタクシーや思いやりバス・通学バスを独自に運行しています。特に思いやりタクシーは、本市の自治会をほぼ全て網羅しており地域住民の貴重な交通手段となっています。

しかし、過疎化や自家用車の普及により、これらの利用者は少なく、多額な委託料が問題になっています。今後は、運行委託している思いやりタクシー等の運行計画見直しや運行事業者や市民と利用増に関しての話し合い等を図る必要があります。また、現行バス路線の維持方策など、公共交通機能の充実を図る必要があります。

2) J R 線

本市の J R 線は、市の北部を日豊本線が横断し、駅は財部駅・北俣駅・大隅大川原駅の 3 無人駅を有しています。

J R 線沿線都市への通勤・通学・買い物などに利用されていますが、運行本数の減少や自家用車の普及により利用者は減少しており、市と J R 九州でその対策を図る必要があります。

そのようなことから 3 駅のうち財部駅、大隅大川原駅については、J R 九州との連携により改修工事が終了しましたので、今後は本市の鉄道の玄関口にふさわしい施設としての周辺設備を整備していく必要があります。

⑦ 情報通信の整備

行政連絡の充実や防災のため、本市においてはこれまで、末吉・大隅支所管内は自設有線、財部支所管内は N T T オフトークを導入し情報発信をおこなっていましたが、オフトークサービスの終了や有線放送加入率の低下などから(加入者 10,750 世帯、加入率 57.8%,平成 27 年 3 月末現在)、これに代わる手段としてコミュニティ F M 放送を導入することとし、平成 27 年度において放送施設の整備を行いました。また、各世帯に自動起動機能付きの防災ラジオを配布し、非常時における防災情報

の伝達手段としての機能を発揮します。さらに、地域情報や娯楽番組など多種多様な放送により、地域の活性化を図ります。

また、インターネット環境は、NTTのISDNが市内ほぼ全域をカバーし、高速インターネット環境であるADSLは市内交換局全てが対応できるようになりましたが、ADSLの特性として交換局から遠方にある世帯においては満足できる高速インターネットを享受できない環境にあるのが現状です。また、今日の情報化時代に対応した光ファイバー網整備事業は一部整備済みですが、今後市内の超高速インターネット環境の整備は緊急な課題であり、それと併せた住民サービスの向上と情報公開を推進していくことが求められています。

⑧ 地域間交流の促進

本市では、これまでも広域連携事務として、大隅広域圏・都城北諸県広域圏・環霧島広域圏で広域観光案内パンフレット・広域観光ネットワーク調査などの諸事業を一体的に取り組んでいます。こうしたネットワークを活用した地域間交流を今後も発展させ、今後、既存の観光資源を有機的に結びつけ、さらなる交流拡大を図ることで本市の活性化を推進していく必要があります。

表 3-1 国・県道の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

路線名		総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
国 道	国道 10 号	m 13,559	m 13,559	% 100.0	m 13,559	% 100.0
	国道 222 号	1,373	1,373	100.0	1,373	100.0
	国道 269 号	17,137	17,137	100.0	17,137	100.0
県 道	(主) 都城隼人線	16,222	15,916	98.11	16,222	100.0
	(主) 志布志福山線	22,540	22,540	100.0	22,540	100.0
	(主) 南之郷志布志線	2,232	2,232	100.0	2,232	100.0
	(主) 垂水南之郷線	26,293	26,134	99.4	26,293	100.0
	(県) 馬渡大川原線	2,663	0	0.0	2,663	100.0
	(県) 大倉田財部線	4,356	4,356	100.0	4,356	100.0
	(県) 堤庄内線	115	115	100.0	115	100.0
	(県) 財部庄内安久線	3,114	3,044	97.8	3,114	100.0
	(県) 飯野松山都城線	5,084	5,084	100.0	5,084	100.0
	(県) 塗木大隅線	2,877	2,877	100.0	2,877	100.0
	(県) 塚脇財部線	12,200	10,374	85.0	12,200	100.0
	(県) 大川原小村線	6,263	844	13.5	6,263	100.0
	(県) 財部停車場線	142	142	100.0	142	100.0
	(県) 北俣停車場線	404	0	0.0	404	100.0
	(県) 大隅大川原停車場線	206	206	100.0	206	100.0
	(県) 志柄宮ヶ原福山線	21,627	7,401	34.2	21,627	100.0
	(県) 長江柴建線	6,756	2,135	31.6	6,756	100.0
	(県) 柿ノ木志布志線	2,696	1,734	64.3	2,696	100.0
	(県) 末吉財部線	10,640	10,640	100.0	10,640	100.0
	(県) 光神山諏訪方線	9,545	9,301	97.4	9,545	100.0
	(県) 見帰二之方線	5,054	5,054	100.0	5,054	100.0
	(県) 宮ヶ原大崎線	4,390	285	6.5	4,390	100.0
	(県) 宮ヶ原岩川停車場線	8,692	1,343	15.5	8,692	100.0

表 3-2 市道の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

等級	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
		m	m	%	m	%
1 級	34	125,291	95,873	76.5	125,291	100.0
2 級	54	130,222	81,233	62.4	130,222	100.0
その他	931	695,865	425,741	61.2	650,301	93.5
合計	1,019	951,378	602,847	63.4	905,814	95.2

(2) その対策

道路交通体系については、社会生活や経済活動を発展させる基盤として重要な役割を果たしています。車社会の急速な進展と経済活動、余暇活動の広域化に対応するため、各関係機関がそれぞれの役割に応じ、その機能を合理的に分担しながら、総合交通体系の確立を図ります。

高度情報化に伴う通信体系については、ユビキタス社会の到来を前に、本市のデジタルインフラ整備を確立するとともに、利便性の高いシステム構築を図ります。

※ユビキタス社会・・・ユビキタスとは「どこにでもある」という意味で、どこからでもコンピュータを利用できる環境の社会をいう。

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路

高規格幹線道路については、東九州自動車道の末吉財部 I C～曾於弥五郎 I C～鹿屋串良 J C T～大崎 I C（仮称）～志布志 I C（仮称）間の関係自治体が連携し、早期完成が図られるよう関係機関との調整を進めます。地域高規格道路については、都城志布志道路建設促進協議会（事務局：都城市）の構成市と連携を図り、全線の早期開通を実現させるため積極的に取り組みます。

両道路とも本市の浮揚発展を図るうえで必要不可欠なものであるため、早期実現を目指し、地域が一丸となって積極的に取り組みます。

東九州自動車道については、平成26年12月に曾於弥五郎 I Cから鹿屋串良 J C Tまでの区間が供用開始されました。この開通により、地域におけるいくつかの課題が解決され、地域住民が安全・安心に暮らせる地域づくりが進みつつあります。

また、地域高規格道路「都城志布志道路」の整備については、末吉 I Cから県境間は平成25年度に整備区間に指定され、開通に向けて大きく動き出しました。これにより農林畜産業の活性化、救急医療体制の確立、企業誘致、災害対応等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待できます。

② 国道

主要な国道である 10 号・269 号・222 号とも改良率・舗装率ともに 100%ですが、交通安全施設（歩道や交差点）整備などについては、今後、関係機関との連携により早期整備を促進します。

③ 県道

県道については、改良率 100%路線は 10 路線で、13 路線は一部未改良や今後改良の必要な路線があるので、各関係機関との密接な連携のもとに早期改良促進を図ります。

特に改良率の低い路線については、その対策を関係機関に要請します。

④ 市道

地域住民に密着した市道は、安全な地域交通網としての体系を確保するため、その改良・舗装・安全施設などについて、財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら、計画的・効率的・効果的な整備を促進し、地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図ります。

また、市道・橋梁の安全対策を進めるとともに、維持管理・保全及び環境整備を図ります。

⑤ 農林道

農道・林道は地域農林業の基盤となる路線であり、国や県の制度を効果的に活用しながら、計画的に整備します。

農道舗装については、補助事業を活用し計画的な整備を行います。

⑥ 交通機関

1) バス

バスの利用客は減少傾向にあります。既存民間バス路線においては、利用者の利便性・安全性の向上を図るため平成 17 年度 4 月よりバス I C カード（共通 I C 乗車カードシステム）を導入しています。今後も関係機関と連携してバス利用の促進と活性化を図ります。

市が委託する思いやりタクシー、思いやりバスについては、運行回数・時間帯・方法等を検討し、市民生活の利便性・移動手段の確保を図ります。

また、財部駅を基点・活用した新たな運行体系も検討し、J R 日豊線からの交通アクセスの整備を図ります。

その他にも諸施策を検討し、地域住民の公共交通確保・交通の利便性を考慮し、関係機関と連携しながらバス路線の存続確保に努めます。

※共通 I C 乗車カードシステム・・・銀行カードとほぼ同じ大きさで、中に大容量のデータが蓄積できる中央処理装置（CPU）を備える。読み取り機は乗車口と降車口の 2 ヶ所に設け、乗客は乗り降りの際、それぞれカードをかざせば、運賃が自動的に引き落とされる。

2) J R 線

J R 線も利用者の減少により、厳しい現状にあるが、J R 九州をはじめとする関係機関と協議をすすめ、財部駅・大隅大川原駅周辺の整備、列車本数の増便や路線バスとの有機的連携を図り、利用者の利便性を確保・拡充に努めます。

⑦ 情報通信の整備

市民から親しまれるコミュニティ F M 放送にするため、放送内容や放送体制の充実と防災放送としての機能を高めます。

行政情報化については、各種基盤整備事業等を活用し、行政・学校での効率的な運用を図ります。

また、地域情報化については、超高速インターネット環境の整備について、引き続きデジタルインフラ整備のための対策を図ります。

そして、インターネットを活用し行政と住民をネットワークで結び、公共施設の予約案内、電子メールによる行政相談、観光イベント情報、生涯学習講座の案内・パブリックコメントの実施等を行い、地域住民の利便性の向上が図れるシステム構築を図ります。

また、携帯電話については、市内の全人口をカバーできるよう通話エリアの拡大を関係機関に要望していきます。

⑧ 地域間交流の促進

地域資源を有効に活用し、広域交流を促進するための人材育成に努めます。

大隅広域圏・都城北諸県広域圏・環霧島広域圏における広域連携事務を充実させ、人材育成や広域的情報化の推進を図ります。

また、交流人口の増加を図るため、観光特産開発センターによる観光・体験ツアー、特産品開発を積極的に支援していきます。3つの「道の駅」を核とした交流拠点づくり体制を整備します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、及び地域間交流の促進	(1) 市町村道路	桂・二重堀線（改良舗装） L=1,200m W=6.0m	市	
		上諏訪・花白線（改良舗装） L=900m W=7.0m	市	
		笠木・かんじん松線（改良舗装） L=670m W=6.5m	市	
		河原・飛佐線（改良舗装） L=1,330m W=7.0m	市	
		土成・柳井谷線（改良舗装） L=800m W=6.0m	市	
		石ヶ牟礼・里脇線（改良舗装） L=600m W=6.0m	市	
		紺垣線（改良舗装） L=800m W=5.0m	市	
		伊屋松・新留線（改良舗装） L=950m W=5.0m	市	
		船迫線（改良舗装） L=650m W=5.0m	市	
		炭床・高松線（改良舗装） L=350m W=5.0m	市	
		川路山・中須田木線（改良舗装） L=600m W=5.0m	市	
		八合原整備（持留・あけぼの線） （改良舗装）L=260m W=5.0m	市	
		梶ヶ野・わらび谷線（改良舗装） L=1,220m W=5.0m	市	
		市吉・梶ヶ野線（改良舗装） L=1,020m W=5.0m	市	
		二重堀・北線（改良舗装） L=900m W=5.0m	市	
		中谷線（改良舗装） L=490m W=6.5m	市	
		杵比野・八ヶ代線（改良舗装） L=630m W=5.0m	市	
		高塚線（改良舗装） L=600m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系 の整備, 及び地域 間交流の促進	(1) 市町村道 道 路	馬立・通山線 (改良舗装) L=250m W=6.5m	市	
		梶井・岩南線 (改良舗装) L=1,000m W=6.0m	市	
		内門・六町線 (改良舗装) L=100m W=6.0m	市	
		蔵之町・五位塚線 (改良舗装) L=1,200m W=6.0m	市	
		高松・丸山線 (改良舗装) L=400m W=7.5m	市	
		堂園線 (改良舗装) L=200m W=5.0m	市	
		寺田・上之馬場線 (改良舗装) L=470m W=5.0m	市	
		二反久保・中原線 (改良舗装) L=520m W=5.0m	市	
		蔵之町・後迫線 (改良舗装) L=600m W=6.0m	市	
		森田・緩毛原線 (改良舗装) L=150m W=6.0m	市	
		石切谷・久保線 (改良舗装) L=480m W=5.0m	市	
		坂元・二反久保線 (改良舗装) L=400m W=5.0m	市	
		後迫・鶴木線 (改良舗装) L=700m W=5.0m	市	
		坂元中線 (改良舗装) L=400m W=5.0m	市	
		高岡・前田線 (改良舗装) L=240m W=5.0m	市	
		種子田・入佐線 (改良舗装) L=480m W=5.0m	市	
		国原・徳留線 (改良舗装) L=2,820m W=4.0m	市	
		中高松・西福留線 (改良舗装) L=390m W=5.0m	市	
		麓・橋野線 (改良舗装) L=460m W=5.0m	市	
		川内・橋野線 (改良舗装) L=480m W=5.0m	市	
		切通・七村線 (改良舗装) L=160m W=5.0m	市	
		谷川内線 (改良舗装) L=520m W=5.0m	市	
		大良線 (改良舗装) L=620m W=5.0m	市	
		七村4号線 (改良舗装) L=600m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系 の整備, 及び地域 間交流の促進	(1) 市町村道 道 路	水の手・仏性院線(改良舗装) L=260m W=5.0m	市	
		古井2号線(改良舗装) L=190m W=5.0m	市	
		片蓋・柿木線(改良舗装) L=750m W=5.0m	市	
		切通・杵比野線(改良舗装) L=670m W=5.0m	市	
		湯田・榎木段線(改良舗装) L=230m W=5.0m	市	
	橋りょう	市道舗装修繕事業 L=3,000m (緩毛原～七村線ほか 14 路線)	市	
		橋梁架替工事 大手橋 L=50m W=9.5m	市	
		橋梁架替工事 上馬渡橋 L=15m W=6.0m	市	
		橋梁架替工事 堤橋 L=120m W=6.5m	市	
		橋梁架替工事 桐原橋 L=100m W=6.0m	市	
	その他	橋梁長寿命化修繕事業 9 橋	市	
		排水路整備事業 側溝・蓋版設置 L=7,500m 90 路線	市	
		電源立地地域対策交付金事業 八合原地区排水路整備事業 L=500m	市	
		交通安全施設整備事業 外灯設置・管理 防護柵・道路反射鏡・ 区画線・案内標識等	市	
	(2) 農道	農山漁村地域整備交付金農地整備事業 (曾於北部地区) 農道整備 L=9,943m W=7.0m	県	
	(3) 林道	県単林道事業 入佐線 (舗装) L=500m W=4.0m	市	
	(10) 過疎地域自立 促進特別事業	交通対策事業 思いやりバス・タクシーを運行するこ とで, 高齢者等の交通弱者の交通手段を 確保し, 農村部と都市部の交流促進と福 祉の向上を図る。	市	
	(11) その他	東九州自動車道工事用道路の用地業務 荒谷地区 梅ヶ渡地区	市	
		地方特定道路整備事業負担金 宮ヶ原岩川停車場線 L=1,400m W=7.5m	県	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本市の水道施設は、上水道施設が3地区と簡易水道施設が3地区に設置され、33,274人（平成27年3月31日現在）に給水されています。水道普及率は約87.2%です。その他に地区営簡易水道と一部地区では都城市に給水を依存しております。

上水道施設は、給水開始以来40年以上を経過しており、施設も老朽化しているため改修計画を立てる必要があります。また、水の需要増大等により新たな供給施設の整備を図り、公営企業としての経営の充実にも努める必要があります。

そして、個人や共同の施設により給水している地域もあり、衛生上好ましくないものもあるので、今後計画的に改善していく必要があります。

表 4-1 上水道、簡易水道の普及状況（平成27年3月31日現在）

区分	地区数	給水人口	普及率
上水道	3	26,001人	87.2 %
簡易水道	3	7,273人	

② 下水処理施設

1) 公共下水道

本市は末吉支所管内の市街地において、浸水解除を目的とした雨水整備を先行してきました。

しかし、近年、町内水路等の水質汚染が進んだため、生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図るために、平成9年度に下水道事業認可を受け、平成15年度までに第1期事業（49ha）を完了し供用開始しました。また、平成16年度から平成27年度を計画期間として第2期事業（151ha）を実施してきました。

今後は、未接続者への早期接続の推進及び施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

表 4-2 全体及び認可計画

当初計画処理面積	370ha
計画処理人口	7,800人
計画汚水量	4,170 m ³ /日
排除方式	分流式
処理方法	嫌気好気ろ床法
当初認可面積	49ha
変更（追加）認可面積	151ha
認可合計面積	200ha

2) 浄化槽

川や海の水の汚染は、事業所排水や畜産排水ばかりでなく、家庭からの生活排水が最も大きな原因となっているため、公共下水道処理計画区域外の地域では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することと併せて、水質保全を目的として浄化槽設置整備推進事業に取り組んでいます。

今後は、公共下水道と同様に地理条件等に基づいて、処理手法等を検討しながら計画的に整備を進

めていく必要があります。

③ 廃棄物処理

1) ごみ処理施設

本市のごみは、現在大きくは「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「資源ごみ」・「有害ごみ」に分別されており、細かくは約 16 品目に分けられます。これらのごみは各地区の「ごみステーション」に集められ、委託した業者が市内全域を収集・運搬しています。

処理方法としては、焼却と埋立てを併用し、ごみ処理施設（曾於市クリーンセンター）で可燃ごみは焼却し、焼却灰及び不燃ごみ・粗大ゴミは破砕処理し、市内の大隅一般廃棄物最終処分場で埋立て処理しています。資源ごみは再資源化・再利用するため処理業者（そおりサイクルセンター）に委託しています。

容器包装リサイクル法の施行に伴いごみの分別を徹底し、なお一層のごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、曾於市クリーンセンターは平成 8 年 10 月に稼働を始めてから 19 年が経過しており、度々故障による停止が起こるなど施設の老朽化が著しいことから、大規模な施設の整備が望まれます。

2) し尿処理施設

し尿処理施設は曾於北部衛生処理組合（曾於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北町）において平成 7 年度から平成 9 年度事業により新たに施設（処理量 81 kℓ/日）を建設し、平成 10 年 4 月よりし尿及び浄化槽汚泥の共同処理は順調に運営され、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

④ 消防施設

消防団員定員は 620 人で 3 方面隊 27 分団に編成され、タンク車 4 台、ポンプ車 12 台、積載車 35 台、指揮車 3 台が配備されています。

水利施設は、市街地を中心に消火栓 477 基、防火水槽においては 1,194 基が整備されていますが、近年住宅化が進む市街地等では、水利施設が不足しており、その対策が課題となっています。

また、老朽化している車両・施設等についても、計画的に更新が必要となっている現状にあります。

その他、広域行政として大隅曾於地区消防組合があり、本市と志布志市松山町の曾於北部地区を管轄するために大隅支所管内に曾於消防署、また本庁管内には同組合の末吉救急分駐所、財部支所管内にも財部分署が設置されています。

⑤ 公営住宅及び住宅環境

1) 公営住宅等の整備

本市の人口・世帯数は、減少しつつあります。しかし、核家族化の傾向は顕著で、都城市・霧島市・鹿屋市等への通勤圏の拡大により、住宅需要は増加傾向にあり、住宅の取得が困難な住民に対して、住宅行政の果たす役割は依然として大きい状況にあります。

これまで、住宅建設助成・宅地分譲事業等を実施し、若者やＵターン者による地域全体の活性化を図るため積極的に取り組んできました。

公営住宅等の現状は、市営住宅 1,029 戸、市有住宅 108 戸、地域振興住宅 110 戸と県営住宅 70 戸の計 1,317 戸であり、住宅によっては入居基準が緩和されたことにより入居率は 100% 近くなっています。この中でも近年建設された住宅は、質や規模の面についても改善されていますが、昭和 20 年代から昭和 40 年代頃に建設された住宅は狭く、老朽化が進んでいることから建替事業に取り組んでいます。

表 4-3 公営の住宅の状況

(単位：戸) (平成 27 年 9 月 1 日現在)

	市営住宅	市有住宅	地域振興住宅	県営住宅	合計
曾於市末吉町	323	45	61	0	429
曾於市大隅町	438	39	28	40	545
曾於市財部町	268	24	21	30	343
計	1,029	108	110	70	1,317

2) 民間住宅の整備強化

がけ地近接等危険住宅移転事業は昭和 46 年 8 月 31 日以前に建築された住宅、住宅耐震改修等促進事業は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅が、それぞれ補助対象です。

また、危険廃屋解体撤去補助事業は、使用されていない建物を解体撤去するものが補助対象です。いずれも市民の生命・財産を守る目的で、安心安全な住環境に取り組んでおります。

⑥ 公園及び土地区画整理

本市の都市計画公園は、末吉栄楽公園・大隅総合運動公園・財部城山総合運動公園をはじめ、街区・近隣・地区・総合などの各種公園等が 16 箇所あり、住民の憩いの場やレクリエーションの場として利用されています。今後も、その維持管理などを充実させ、良好な生活環境の形成をはかるために緑豊かな公園施設の整備を図る必要があります。

都市計画区域の区画整理・都市計画道路等を整備し、健全な市街地の形成と宅地利用の増進を図る必要があります。

⑦ 治山・治水・砂防

本市の地質は大部分がシラス等の火山灰土壌であり、集中豪雨による崖崩れ、土石流、地滑り等の災害が多く、危険性の高い地形であることから、災害を防止するため、市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り、がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策、土石流対策に積極的に取り組む必要があります、また治水対策においては自然環境の保全に配慮する必要があります。

⑧ 火葬場施設等

平成元年 9 月から稼動している火葬場（曾於市斎苑）は、現在、曾於市と志布志市松山町で利用しており、火葬施設・待合施設・斎場施設を改修し順調に運営されています。

(2) その対策

① 水道施設

上水道については施設の老朽化に伴い、年次的に改修すると共に、給水区域の供給施設充実を図り、安定した供給と水道普及率の向上を目指します。簡易水道についても、供給施設の整備を行い安定した供給を図ります。

その他の個人や共同の施設により給水している地域については、衛生上好ましくないものもあるので、計画的に上水道・簡易水道化に改善していく必要があります。

また、生活様式の変化に伴い使用水量が増加する傾向にありますが、現在のところ水量・水質共に安定しています。しかし、水源が同一地域に集中しているため、他の地域に新たな水源としての取水施設を設け、更に公衆衛生の向上、生活環境の改善に努める必要があります。

そして、水道事業における管路網の整備及び施設情報を管理するための、水道情報管理システムの計画的情報更新や中央監視システムの整備を図ります。

② 下水処理施設

1) 公共下水道

下水道については整備区域内の加入促進に努めながら、計画区域を計画的に整備し、公共下水道事業の健全な事業運営を図ります。

2) 浄化槽

下水道区域外では合併浄化槽設置整備事業を積極的に推進し、生活排水の直接流入を減らすなどの河川汚濁防止に努め、快適な住環境を整備します。

③ 廃棄物処理

1) ごみ処理施設

曾於市クリーンセンターは、平成8年10月に稼働してから19年が経過しており、施設の老朽化が著しいことから、施設整備事業を実施し、施設の長寿命化を図ります。ゴミの分別・リサイクルに努め、更なるごみ処理体系の確立を図り、曾於市の効率的なごみ処理に努めます。

2) し尿処理施設

本市の大隅支所管内にある曾於北部衛生処理組合（曾於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北町）のし尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を計画的に行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

なお、平成25年10月に申し入れがあったことから、鹿屋市の提言にある処理経費の縮減等について方策を検討し、3市の健全な協力体制のもと、関係住民の住みよい環境づくりの為、長期的で効率の良い施設の運営に努めます。

④ 消防施設

市民の自主的な防災意識と防火意識の高揚に努め、また、災害時における要配慮者への被害を最小限にするため、自主防災組織の育成と地域消防の基礎組織である消防団の消防車両等の計画的な整備・更新を図るとともに、計画的かつ効率的な消防水利施設の整備を進めます。

⑤ 公営住宅及び住宅環境

居住環境の快適性を確保するため、老朽化した既存住宅にかわる公営住宅の整備を木材需要の喚起も考慮しながら進めます。

また、今後の住まいづくりを進めるために、住宅マスタープランを基本として、高齢化社会やライフスタイルへの対応など高齢者に対応する住宅やリフォーム・バリアフリー化等の住まいの質を高めることはもちろん、危険廃屋解体撤去補助事業により市民の安心安全な生活を守り、景観保全と住環境保全を図り、個性ある町並みづくり等、住まいの周辺整備や、まちづくりといった地域的な広がりをもった良好な住環境整備を進めます。

そして、ＵＩＪターン者の自立に向けた住宅の確保、整備を図るほか、良質・低廉な宅地の整備、若者や単身者のための住宅の整備など、定住を促進するための住宅環境の整備を進めます。

⑥ 公園及び土地区画整理

身近な憩いの場として、散策や軽スポーツが楽しめる広場を作り、子供が安心して遊べる場としての地域の意向や実体に応じた公園・緑地の整備を図るとともに、地域住民の積極的な参加による維持管理と運営の仕組みづくりを進めます。

また、河川や森林空間を利用し、快適なレクリエーション活動や森林浴など、自然と親しむ公園づくりの整備に努めます。

土地区画整理区域内の保留地処分を促進し、宅地の利用増進を図ります。

⑦ 治山・治水・砂防

災害を未然に防止するため、市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り、がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策、土石流対策に積極的に関わり、治水対策においては自然環境の保全に配慮した多自然・川づくりに努めます。

⑧ 火葬場施設等

曾於市斎苑においての施設設備の更新を図り、利用者の利便性を高めます。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 その他	公共下水道事業 汚水整備面積 200ha 処理場・管渠	市	
		浄化槽設置整備事業 (個人設置型) 790 基	市	
		浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型) 250 基	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	曾於市クリーンセンター施設整備事業	市	
		消防施設等整備事業 ポンプ車 3 台、水槽付小型ポンプ積載車 5 台、軽積載車 4 台、タンク車 1 台	市	
		消防施設等整備事業（防火水槽） 耐震性貯水槽新設(40t)25 基	市	
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業（分団詰所） 消防団詰所改築 2 分団	市	
		消防・救助車両 4 台	消防組合	
		公営住宅整備事業 桜ヶ丘団地建替事業（34 棟 68 戸）	市	
		公営住宅整備事業 前玉団地（5 棟 24 戸）	市	
		市単独地域振興住宅建設事業	市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (住戸改善, 福祉対応, 設備改善) 天神丘団地	市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (外壁落下防止改善) 中野団地	市	
		公営住宅等維持管理事業 (給湯設備改善) 坂元団地他	市	
		公営住宅等維持管理事業 (住宅経常修繕) 市営・市有住宅全戸	市	
	(6) 公営住宅			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業（末吉地区内非現地建替団地）（20戸）	市	
		公営住宅ストック総合改善事業（外壁落下防止改善）川内団地	市	
		公営住宅整備事業 法楽寺団地建替事業（5棟10戸）	市	
		公営住宅ストック総合改善事業（屋上防水改修）正ヶ峯団地	市	
		公営住宅ストック総合改善事業（住戸改善，福祉対応，設備改善）正ヶ峯団地	市	
		効果促進事業 （集会場改善：躯体の老朽化対策）正ヶ峯団地	市	
		効果促進事業 （既設公営居住性向上改善：排水処理施設改修）正ヶ峯団地	市	
		公営住宅ストック総合改善事業（外壁塗装改善）ウツタウン財部	市	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	危険廃屋解体撤去補助事業 使用されていない建物を解体撤去することで，市民の安心安全な生活を守り，景観の保全と住環境の保全整備を図る。	市	
		住宅耐震改修等促進事業 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため，木造住宅の耐震診断・耐震改修工事を行うものに対し補助金を交付する。	市	
	(8) その他	県単急傾斜地崩壊対策事業（川内外2地区）	市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（新城地区）	県	
		県営治山事業 自然災害による崩壊林地復旧	県	
		県営県単治山事業 自然災害による崩壊林地復旧	県	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（大沢津地区）	県	
		がけ地近接等危険住宅移転事業（移転助成）	市	
		八合原地区，区画整理内公園整備事業	市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

我が国の人口構造は、少子高齢化の進行に加え、戦後の第1次ベビーブームに出生した、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる世代が、今後、新たに高齢者世代に加わることにより急速に高齢化しようとしています。

本市におきましても同様に進行し、平成17年の国勢調査で32.9%だった高齢化率は、平成22年の国勢調査では34.7%となっています。今後も高齢化が進行していくものと推計されます。

また、高齢化の進行に伴い、寝たきり認知症高齢者が急速に増加することが見込まれる一方で、核家族化や男女共同参画の浸透により、家族における介護機能が変化し、高齢者介護は大きな社会問題となっています。

高齢化や家族形態・ライフスタイルの変化の中で、住民が安心して生活できる社会福祉を形成していくことは、これからの高齢化社会において大きな課題となってきました。

介護保険制度における要介護・要支援の認定者数は、平成22年度2,588人、平成26年度2,995人で407人の増加です。今後も増加傾向が予想され、安心して介護サービス事業者を選択できるよう一層の情報提供に努め、これら事業者の質的向上に向けた取り組みの支援が必要となっています。

福祉施策については、行政及び社会福祉協議会を中心とした関係機関や団体などの協力を得て、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを一体的に推進していますが、今後、さらに住み慣れた地域や家庭で、個々の能力や体力に応じて自立した生活が営まれるよう諸施策を検討する必要があります。

① 高齢者福祉

本市の高齢者の現状は下記のような状況であり、今後も高齢化率は増加傾向を示しています。

平成22年国勢調査によると、総人口39,221人の内65歳以上の高齢者は、13,594人で34.7%を占めています。人口推計によると平成32年には、高齢者は13,824人になり、総人口の減少も伴い高齢化率は41.4%になると推計されます。

介護保険制度の施行以降、要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、平成22年度2,588人、平成26年度2,995人で407人の増加です。

また、要支援と要介護1を合わせた軽度認定者の比率が26年度で全体の45.4%を占めており、今後の介護サービスにおける居宅介護サービスの需要は、増加が見込まれることから質的サービスの向上と民間参入による基盤整備が必要であります。

曾於市の推計人口

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
総人口	39,221人	36,253人	33,408人	30,612人	27,946人
65歳以上人口	13,594人	13,620人	13,824人	13,526人	12,655人
高齢化率	34.7%	37.6%	41.4%	44.2%	45.3%

(資料：国勢調査、平成27年以降は推計値)

② 児童福祉

本市の児童数は、過疎化・少子化により減少していますが、保育需要や保育所等に対する保育内

容充実の期待は高まっています。

本市の保育所の定員数は、平成26年度が805人でありましたが、認定こども園への移行等により平成27年度は940人となりました。また、平成27年度の保育所等児童数は1,339人で、幼稚園も含めた保育所等の利用希望人数は平成31年度には1,064人となる見込みです。

少子化社会を迎え、加えて核家族化・労働形態の変化やひとり親家庭の増加などにより、今後の児童福祉対策は極めて重要な課題となっています。そのため、保育所や子育て支援センターなどによる保育サービスの充実、地域社会で子育てしやすい環境づくり、また家庭に対する支援などを今後の施策として推進する必要があります。

保育所児童数の推移（平成27年度は7月1日現在）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児 童 数	1,339人	1,216人	1,159人	1,112人	1,064人

③ 母子・父子福祉

ひとり親家庭は、就労などによる社会的・経済的な自立が困難な場合が多く、児童を心身ともに健康に育てる環境とその親の健康で文化的な生活が保障されるような体制整備の拡充が必要です。そのため、関連諸制度の周知や各種相談業務の充実、自立支援対策などの推進が必要となってきています。

④ 障害者福祉

ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、障害があってもあたり前に普通の生活を享受するとともに、生活の質の向上を目指すという考え方へ大きく変化し、それに伴い自己実現、社会参加の重要性が認識されるようになっていきます。

この理念のもと、障害者の福祉ニーズは、ますます多様化していくと推測されることから、障害特性やニーズに即した総合的な支援策が必要となっています。

特に、障害者が社会参加・自己実現を果たそうとする場合に、社会の仕組みそのものが願いや希望を妨げるバリアとなっていることが指摘されなければなりません。このため、行政においては、そのような阻害要因の解消、改善に向けて、様々な福祉サービスの充実を含め、地域の基盤整備に向けた取り組みが求められています。また、住民相互の理解促進や障害者の権利擁護をしていくことも必要です。

福祉ニーズの多様化に適切に対応していくためには、行政サービスだけではなく、社会全体で取り組むという姿勢が必要です。このためには、公共施設等のバリアフリー化といった“まち”づくりに加え、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、“人”“もの”“情報”“社会参加”の各分野において、誰もが互いに支え合い、安心して暮らし、持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを目指すことが求められています。

⑤ 低所得者に対する福祉

低所得者や障害者、高齢者に対し、その経済的自立と意欲の助長や促進、在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を図る必要があります。

生活保護は、生活困窮者に対して最低限の生活を保障する制度であり、近年の経済状況を反映し制度適用者は増加していますが、本市福祉事務所を中心に引き続き関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努め、適正な相談指導を行う必要があります。

(2) その対策

高齢者や障害者、子育て世代が安心して快適に生活できる福祉のまちづくりのために、全ての住

民にとって安全で快適な利便性の確保されたまちであるという「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを推進し、社会生活を送るうえで物理的・制度的・社会的・心理的な様々な障壁を取り除き、誰もが安心して暮らせる生活空間を創造することを促進します。

地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざし、支え合い、助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会をつくりあげることを目指します。

また、全ての住民や企業等の理解と協力が必要となることから、啓発活動などを積極的に推進します。

※ユニバーサルデザイン・・・ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

① 高齢者福祉

いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者自らの健康状態への関心を促し、生きがいを含めた健康づくりの意識啓発を行い、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防にむけた取り組みを行います。

また、高齢者が住宅でできる限り自立した生活を送られるように、高齢者やその家族の意識を尊重しながら支援に努め、訪問給食サービス事業等を活用し、食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図る必要があります。これら介護予防・生活支援事業及び在宅福祉アドバイザー事業などは、可能な限り社会福祉協議会や民間事業者に委託し事業を行うとともに、在宅介護支援センター等相談窓口の強化に努めます。

高齢者の社会参加や生きがいづくりのために、高齢者一人ひとりが生きがいをもち、地域の中で支え合いながら共に暮らせるよう、長寿クラブ助成事業による高齢者の引きこもりを防止する支援システムの確立や社会参加と仲間づくりの機会の場の創出を図ります。

民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザー等が地域の身近な相談相手として、訪問・指導・相談等の充実を図ります。

高齢者の多様な需要に対応するサービスの提供と安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域住民やボランティアがお互いの役割を分担し合いながら、協働によって地域全体で高齢者を支えあうまちづくりが大切であり、そのため、在宅介護支援センターなどを中心に、総合的な保健・医療・福祉サービスの連携体制を整えるとともに、地域住民やボランティアによる地域ケア体制を確立します。

② 児童福祉

幼稚園や小学校、地域と連携した子育て支援体制を強化します。また、保育所等における延長保育や休日保育、一時保育等の特別保育事業や放課後児童クラブ事業を促進し、保育所や子育て支援センター等における保育サービスの充実、保育環境の整備を図ります。

地域における子育ての支援や出産祝金支給事業、母親並びに乳幼児の健康の維持及び増進、子ども医療費助成事業など、子どもの心身の健やかな成長に資する環境づくりの充実に努めます。

③ 母子・父子福祉

ひとり親家庭については、親子ともに安心して安定した生活がおくられるよう、各支援策の充実・強化を図るとともに、自立に向けた各家庭からの相談に的確に対応できる支援体制の確立を目指します。

④ 障害者福祉

医療機関等との連携を図り、乳幼児健康審査等による病気の早期発見体制や障害児の保護者に対する支援体制の整備に努めます。

障害者の社会参加の機会を確保するために、公共施設等のバリアフリー化を促進し、地域活動・文化活動・スポーツ、レクリエーション活動などへの参加機会の拡充に努めます。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別・程度・年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労などの支援に努めます。

⑤ 低所得者に対する福祉

生活に困窮する低所得者については、個々のケースに応じた支援を行うとともに、民生委員・児童委員等による生活相談を行うほか、自立を促進するため生活福祉資金の貸付など積極的な働きかけを行います。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	訪問給食サービス事業 高齢者等の自立した生活の改善及び維持、健康増進、安否確認など在宅福祉の向上を図る。	市	
		子ども医療費助成事業 高校修了相当までの子どもに対し医療費の自己負担分を全額助成することで保護者の負担を軽減するとともに、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図る。	市	
		出産祝金支給事業 子どもがひとりでも多く生まれ育てる環境づくりのため、出産祝金を支給し少子化対策を図る。	市	
		長寿クラブ助成事業 高齢者の地区での友愛活動等を通じ、元気で安心して地域で暮らせる環境づくりのための組織形成と、その運営維持のために、長寿クラブを助成支援することで高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいづくりを図る。	市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

高齢化社会等に対応して、住民が健康で文化的な生活ができるように、健康の保持・増進とともに、地域の保健医療体制の整備充実を図ることが必要となります。

本市では、健康診査、各種がん検診及び健康教育、健康相談などを実施し、「自分の健康は自分でつくる。」という意識のもとに、各自のライフスタイルに応じた健康づくりを推進しています。さらに今後、地域の実情に即した健康づくりの促進を図るため、各種団体や地域組織と連携し一体となった取り組みが必要となっています。

本市の医療施設の状況は、表 6-1 のとおりです。医師の高齢化も進みつつあり、また、近年の医師不足により昭和 58 年に開設した曾於医師会立病院の診療科目も減少しています。しかし、本市においては、隣接している都城市の二次医療施設が整備されていることから、医療に関しては充足している状況です。

市内の医療施設は、殆どが市街地に集中しているため、市街地からの遠隔地は医療過疎の状況にあります。そのため恒吉地区では、恒吉診療所を開設し診療を実施しています。

医師確保対策については、都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曾於地域医療対策協議会を立ち上げ県及び大学病院等への訪問による医師派遣の要請行動等をおこない医師確保に努めている状況です。

救急業務は、大隅曾於地区消防組合曾於消防署、同財部分署及び末吉救急分駐所に対応し、それぞれに救急救命士及び高規格救急車が配置されています。また、平成 23 年 12 月から大隅曾於地区消防組合曾於消防署と連携しドクターヘリの運航が開始され、より緊急性の高い重篤な患者に対して救急医療の対応ができるようになりました。

救急医療については、曾於及び都城市北諸県郡医師会病院に夜間急病センターが設置され、初期救急医療の体制は確立している状況です。また、休日の診療については、曾於及び都城市北諸県郡医師会の協力により当番制で実施されており定着しています。

表 6-1 曾於市の医療保健施設の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

	施設数	医師	看護師	歯科衛生士	病床数	診療科目				
						外科	内科	産婦人科	歯科	その他
病院	ヶ所 6	人 53	人 344	人 0	人 668	4	8	1	0	10
診療所	11	22	52	0	38	2	4	0	0	11
歯科診療所	11	15	0	35	0	0	0	0	11	8
計	28	90	396	35	706	6	12	1	11	29

(2) その対策

「市健康増進計画」に基づき、日常生活において必要である健康維持のための知識の普及と実践を図るとともに、健康診査・各種のがん検診の受診率を高め、疾病予防対策や健康増進の推進を図っていきます。また、関係機関との連携の強化を図り地域の医療ニーズに沿った総合的医療体制の整備に努めるとともに、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域包括ケアを推進していきます。

在宅当番・救急医療情報提供実施事業及び曾於医師会夜間急病センターへの負担を今後も継続し、夜間・休日などの急病患者への医療の確保につとめ、大隅曾於地区消防組合曾於消防署との連携の強

化を図っていきます。

都城市を中心として関係市町で形成する定住自立圏形成協定の中の医療分野において、都城夜間急病センターへの負担など、本市も積極的に参加しながら、医療資源の高度化や医療連携の充実、災害時の相互連携及び救急搬送体制の構築を図ります。

また、医師確保対策については、都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曾於地域医療対策協議会での活動を継続して医師確保に努めていきます。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	恒吉地区診療所 地区診療所の設置により、恒吉地区の 住民が安心して暮らせるよう市民生活 の向上を図る。	市	
		在宅当番・救急医療情報提供実施事業 休日でも診療が受けられる市内等の 在宅当番医の情報提供を行う。	市	
		曾於医師会夜間急病センター負担金 曾於医師会夜間急病センターの運営 を負担することで、夜間の急病患者の医 療施設の確保を図る。	市	
		都城夜間急病センター負担金 都城夜間急病センターの運営を負担 することで、夜間及び休日の急病患者の 医療施設の確保を図る。	市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

学校教育は、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の基盤となります。

そのため学校では、教科指導など全教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。

平成27年5月現在の児童生徒数は、小学校が20校104学級で児童数1,644名、中学校が3校25学級で生徒数857名であり、この10年間で3割ほど減少していますが、今後しばらくは現状維持で推移する見込みであります。

このような状況にあって、「適正規模での学び」を実現するため、曾於市学校規模適正化計画を策定し、平成24年4月1日に末吉地域及び財部地域の中学校をそれぞれ末吉中学校と財部中学校に統合し、中学校を市内6校から3校に再編しました。

特別支援学級は、小中学校併せて15学級あり、障害を持つ児童生徒の就学について、可能な限り社会的自立や参加を実現させる観点で、指導内容や指導体制の充実を図っていく必要があります。

学校教育施設は、第2次耐震診断により耐震性が不足するとされた施設に対し実施する耐震補強、耐震改築が平成27年度で終了したところです。

一方、老朽化した小学校校舎の外壁落下防止工事を平成27年度に実施しましたが、今後は、床面改修や天井等の落下防止工事でさらに安全性を高めることが必要となってまいります。

これらのうち、築年数が40年を超えるものが、校舎では45棟のうち21棟の47%、屋内運動場では22棟のうち3棟の14%となっており、これらの老朽化対策が喫緊の課題といえます。

また、学校におけるICT環境については、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育むとともに、情報モラルの育成にも取り組んできました。教育機器の整備などハード面の充実については、ある一定の成果は見られるものの、授業での活用による学力向上対策や情報モラル教育の実施については、今後の課題であります。

学校給食については、「学校給食実施基準」に基づいて実施されていますが、安全・安心で美味しい給食提供のため、食中毒、異物混入、食物アレルギーへの対応など衛生意識の高揚や衛生管理の徹底が求められています。今後、食生活をめぐる様々な問題が指摘される中、「食育基本法」の下、地場産食材等の利用で食の安全・安心への意識の高揚や理解を図るなど、学校栄養職員の専門性を生かした実践が求められています。ほとんどの給食施設・設備は、著しい老朽化のため改修や更新の時期にあり、給食調理環境の改善が求められています。

児童・生徒の通学対策や安全対策については、児童生徒への支援に努めるとともに、学校や登下校時での事件事故に対する対策を関係機関や保護者・地域住民の協力のもとに強化することが必要となっています。

表 7-1 小学校・中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

			現在までの推移					今後の動向					
			H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28	H29	H30	H31	H32	
小学校	末吉	末吉小	579	594	615	627	620	645	651	641	616	629	
		檉小	40	37	44	47	42	38	32	35	34	41	
		高岡小	12	8	13	9	14	12	12	11	11	9	
		岩北小	22	16	17	17	17	21	21	18	17	15	
		岩南小	19	16	12	10	9	13	16	16	20	21	
		諏訪小	90	89	84	80	72	70	68	71	72	79	
		光神小	12	17	19	18	18	16	19	18	18	18	
		深川小	54	47	46	46	46	38	38	38	37	37	
		柳迫小	40	37	41	42	57	62	69	75	71	76	
	大隅	岩川小	295	274	285	263	257	275	275	279	264	270	
		菅牟田小	9	8	8	7	7	6	6	9	10	11	
		笠木小	38	31	31	34	24	24	27	30	35	35	
		大隅北小	48	41	37	34	34	28	31	26	28	28	
		恒吉小	14	16	19	19	15	15	16	15	15	15	
		大隅南小	12	12	12	10	11	12	13	12	13	13	
		月野小	66	62	47	46	44	47	53	54	59	63	
	財部	財部小	326	313	303	305	309	325	319	315	300	303	
		財部北小	16	14	15	15	15	16	16	13	15	16	
		財部南小	26	28	22	23	24	19	24	26	26	22	
		中谷小	9	13	12	11	9	10	10	8	6	6	
計			1,727	1,673	1,682	1,663	1,644	1,692	1,716	1,710	1,667	1,707	
中学校	末吉	末吉中	492	502	477	431	435	417	407	386	386	385	
		南之郷中	24	末吉中へ統合									
	大隅	大隅中	266	272	240	258	232	231	208	204	204	203	
		財部	財部中	222	232	224	195	190	178	175	174	174	173
	財部北中		7	財部中へ統合									
	財部南中		21	財部中へ統合									
小計			1,032	1,006	941	884	857	826	790	764	764	761	
合計			2,759	2,679	2,623	2,547	2,501	2,518	2,506	2,474	2,431	2,468	

② 生涯学習

地方分権、少子高齢化の進行、国際化や情報化社会の進展、価値観の多様化など社会経済状況が変化する中、生活水準の向上や物質的な面での豊かさに加え、生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められています。

生涯学習とは、人が幼児期から高齢期までを通じて生涯のステージにわたり、あらゆる学習の場・機会を通じて、学習者の主体性により学びを深めることを求める理念と実践です。多彩な学習活動を行い、その学習成果が活かされるような生涯学習社会への取り組みが重要となっています。

本市の図書館については3館あり、蔵書数は平成26年度末現在で174,617冊です。市内の小中学

校を中心に巡回している移動図書館車が2台走っていますが、地域住民の利用（学生以外）は、少ない状況となっており、だれもが利用しやすい環境としては、まだまだ不十分となっています。

③ 生涯スポーツ

少子高齢化が一層進む中で、市民の誰もがライフステージにおいて、いつでも・どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者、障害者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大であります。

こうした現状を考慮し市民の自主性を高め、自発的なスポーツ活動を促進するとともに、福祉行政と生涯スポーツとの有機的な連携を図ることが重要となっています。

④ 人権教育・人権啓発

人権教育は、すべての人々が人権尊重の自覚を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものであり、引き続き人権教育の推進が必要です。

また、これまで人権講演会や地域人権学習会などの様々な啓発活動を行ってきましたが、今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要となっています。

(2) その対策

① 学校教育

「覇気に満ち、夢実現にチャレンジする児童生徒の育成」を基本目標に、きめ細かな指導による基礎的・基本的内容の確実な定着と個のよさを生かす学習指導を推進し、自己実現を達成できる確かな学力を備えた児童生徒を育成します。

また、道徳教育や生徒指導、進路指導等の充実を図り、規範・自律意識の高い調和のとれた児童生徒の育成を図ります。

さらに、教職員の教科指導力の向上を図るために、授業力講座や学力向上プランなど、教職員研修等の計画的・組織的な推進を図り、教職員のさらなる資質能力の向上を図ります。

それぞれの学校における教育課題の的確な把握、教育目標の具現化によって学校経営を充実し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

② 生涯学習

今日の社会経済状況の変化に対応して、市民の学習意欲に応えた、いつでも、どこでも、だれでも、何でも学べる生涯学習環境づくりに努めるとともに、住民によるまちづくり活動を支援するための総合的な学習機会の提供を積極的に行います。

③ 生涯スポーツ

生涯を通して生きがいを持ち、健康であり続けるため、市民誰もがそれぞれの体力や興味、目的に応じてスポーツに親しみ、実践できる「市民総スポーツ社会」の形成を目指します。そのため、スポーツ・レクリエーション教室の開催やニュースポーツの普及など、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。

また、特色のあるスポーツイベントを開催し、スポーツに対する住民意識の高揚を図ります。

④ 人権教育・人権啓発

すべての人の基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため、人権教育を推進します。

また、人権講演会や地域での人権学習会などを推進し、人権教育の普及啓発と指導者の育成に努め

ます。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	小学校校舎改築事業 (岩川小校舎等改築工事)	市	
	(3) 集会施設, 体 育施設等 体育施設	末吉総合体育館改修事業	市	
		新地公園整備事業 A=2.90ha	市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

まちづくりにおける地域文化は、市民の感性を培い、心豊かで住みがいのあるまちづくりを進めていくうえで不可欠な要素であります。

本市においては、「末吉総合センター」、「大隅文化会館」、「財部きらめきセンター」を文化の振興育成拠点に、「末吉歴史民俗資料館」、「大隅郷土館」、「財部郷土館」を保存伝承拠点として整備してきました。このような施設においては、自主文化事業を通じ普段触れることのできない芸術鑑賞の場の提供や文化芸術活動の発表・展示、先人の文化や歴史の学習の場として広く市民に活用されています。

今日の市民の生活環境は多種多様なものになり、市民が望み欲している文化は何なのかを的確に把握し、それに応じた情報と場を提供しながら文化活動の推進・充実を図ることが求められています。また、地域で育まれた歴史・文化の保存・継承に取り組みながら、新たな文化の創造に向けた取り組みも重要な課題となっています。

(2) その対策

市民や文化団体等のニーズに配慮し、施設整備や文化事業の充実に努め、市民の自主的な文化活動を促進します。

郷土の歴史や伝統文化に対する正しい認識を深め、地域の財産である伝統文化の保存継承に取り組みます。また、これらの取り組みを通じて新たな地域文化の創造と発信を目指します。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	末吉総合センター設備改修事業	市	
		大隅文化会館設備改修事業	市	
	(3) その他	恒吉城跡・平松城跡調査事業	市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

住民が安心して安全な暮らしを確実なものにしていくためには、集落（本市においては「自治会」）の活力を維持・向上していくことが重要であります。現在、本市の自治会は482あり、自治会戸数は最大203戸、最小2戸と過密自治会と過疎自治会の差が大きく、特に小自治会は山間部の過疎地域に多く、高齢化率も一段と高くなっており、また、地域によっては自治会が入り乱れ、判然としない区域もあります。

そこで、自治会の統廃合を自治会間の話し合いによる属地主義を基本として推進してきましたが、歴史的背景や習慣などから統廃合は困難な状況にあり、効果は薄くあまり進んでいない現状であります。

そして、近年では自治会に加入しない若者・転入者が増加する傾向にあり、地域によっては若者流出で、高齢化が一段と進んで自治会の運営やコミュニティ活動に支障をきたしている地域もあります。

(2) その対策

現在の自治会構成の実態については、歴史的背景等複雑な事情により成り立っており、統廃合は自治会の意志を尊重し慎重に対応しなければなりません。自治会統合補助事業を活用し、隣接自治会間の協力体制の確立を図る必要があります。

また、自治会に加入しない若者・転入者が増加する傾向にあるため、自治会加入促進補助金を活用し地域自治会と行政の連携を強化しながら加入促進を図ります。

そして、過疎高齢化が進行する本市においては、自治会の中心となる若者を地域に根付かせ、公民館活動運営補助等により、自主的な活力あるコミュニティづくりの推進を支援します。定住対策等の諸施策にも取り組み、行政依存型から地域住民主体の組織づくりを推進していく必要があります。

農村地域においては、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する地域活動に対して支援を行い、農業・農村の維持発展と地域コミュニティの活性化に寄与します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会統合補助事業 隣接自治会の統廃合により、自治会規模を確保し、連帯感ある地域活動の促進を図る。	市	
		自治会加入促進補助事業 地域自治会と連携をしながら加入促進し、連帯感ある地域活動の促進を図る。	市	
		公民館活動運営費 すみよい街づくり活動や総合的な公民館活動を推進し、地域住民の連帯感と地域活性化を図る。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	多面的機能支払交付金事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行い、その取組の推進を図る。	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

若者の流出や農業担い手不足により、地域の活性化が薄れつつあり、人口の増加や地域の担い手を確保するためには、定住促進のための住宅整備や各種助成等を整備する必要があります。

また、若者定住促進対策事業や若い農林業担い手支援対策事業等により、担い手の育成・確保を図りながら、若者による地域づくりをさらに推進する必要があります。

本庁、各支所庁舎等の住民サービス向上の為に施設整備や雨漏り等による改修工事も必要になっています。

そのほか、省資源やリサイクル等の「環境にやさしいまちづくり」を推進し、豊かな自然環境を後世に引き継げる施策の取り組みが必要であります。

(2) その対策

宅地分譲整備事業や市有地活用定住促進補助事業及び住宅取得者への祝金支給、住宅リフォーム及び店舗新築・改築補助、空き家バンク登録住宅改修補助を実施し、地域の活性化及び定住促進を図ります。また、「地域おこし協力隊」として、都市部の住民を委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・PRや地域協力活動を行いながら、定住・定着並びに地域の活性化を図っていきます。

さらに、地域づくり推進事業により、住民主導による地域づくり活動や住民主導の地域づくりのイベントを開催できるよう支援することにより、地域づくりのリーダーを育てます。

本庁、各支所庁舎等の改修等と各総合支所間のネットワークを確立・充実させることにより連携を図り、効率的・敏速な住民サービスを提供します。

また、自然環境の保全に資する新エネルギー・省エネルギー設備の公共施設等への導入を積極的に推進します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の 自立促進に関し必 要な事項		定住住宅取得推進事業 定住のための住宅取得に対してお祝 いを支給し、定住促進を図る。	市	
		住宅リフォーム促進補助事業 リフォームによる快適な住環境づく りを推進し、定住促進を図る。	市	
		店舗新築・改築補助事業 店舗の新築・改築による快適な営業環 境づくりを推進し、商工業の活性化を図 る。	市	
		空き家バンク登録住宅改修補助事業 都市から農村への移住を希望する人 へ、空き家情報を配信し、また、空き家 の利活用を推進することで、定住促進を 図る。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の 自立促進に関し必 要な事項		地域づくり推進事業 住民主導による地域づくり活動やイ ベント等を支援し、地域づくりのリーダ ーを育成する。	市	
		市有地活用定住促進補助事業 曾於市が所有する土地に住宅を建設 する場合、取得価格の一部を補助するこ とで、定住促進及び地域活性化を図る。	市	
		地域おこし協力隊事業 曾於市の観光振興や特産品開発、文化 活動、広報活動を通じて、地域の活性化 に繋げる。	市	
		宅地分譲整備事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	農業後継者等育成対策事業 新規就農者への支援を行い、本市で農業を営む青年農業者を確保しながら、研修会等を実施し、農業の担い手としての資質向上を図る。	市	
		ブランド確立推進事業 曾於市ブランドを確立するための体制づくりを推進し、P R活動及び流通ルートの拡充を積極的に行い地場産業の活性化を図る。	市	
2.交通通信体系の整備、及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立 促進特別事業	交通対策事業 思いやりバス・タクシーを運行することで、高齢者等の交通弱者の交通手段を確保し、農村部と都市部の交流促進と福祉の向上を図る。	市	
3.生活環境の整備	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	危険家屋解体撤去補助事業 使用されていない建物を解体撤去することで、市民の安心安全な生活を守り、景観の保全と住環境の保全整備を図る。	市	
		住宅耐震改修等促進事業 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事を行うものに対し補助金を交付する		
4.高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	訪問給食サービス事業 高齢者等の自立した生活の改善及び維持、健康増進、安否確認など在宅福祉の向上を図る。	市	
		子ども医療費助成事業 高校修了相当までの子どもに対し医療費の自己負担分を全額助成することで保護者の負担を軽減するとともに、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図る。	市	
		出産祝金支給事業 子どもがひとりでも多く生まれ育てる環境づくりのため、出産祝金を支給し少子化対策を図る。	市	
		長寿クラブ助成事業 高齢者の地区での友愛活動等を通じ、元気で安心して地域で暮らせる環境づくりのための組織形成と、その運営維持のために、長寿クラブを助成支援することで高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいづくりを図る。	市	
5.医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	恒吉地区診療所費 地区診療所の設置により、恒吉地区の住民が安心して暮らせるよう市民生活の向上を図る。	市	
		在宅当番・救急医療情報提供実施事業 休日でも診療が受けられる市内等の在宅当番医の情報提供を行う。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	曾於医師会夜間急病センター負担金 曾於医師会夜間急病センターの運営 を負担することで、夜間の急病患者の医 療施設の確保を図る。	市	
		都城夜間急病センター負担金 都城夜間急病センターの運営を負担 することで、夜間及び休日の急病患者の 医療施設の確保を図る。	市	
8.集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	自治会統合補助事業 隣接自治会の統廃合により、自治会規 模を確保し、連帯感ある地域活動の促進 を図る。	市	
		自治会加入促進補助事業 地域自治会と連携をしながら加入促 進し、連帯感ある地域活動の促進を図 る。	市	
		公民館活動運営費 すみよい街づくり活動や総合的な公 民館活動を推進し、地域住民の連帯感と 地域活性化を図る。	市	
		多面的機能支払交付金事業 農業・農村の有する多面的機能の維 持・発揮を図るための地域の共同活動に 支援を行い、その取組の推進を図る。	市	
9. その他地域の自 立促進に関し必要 な事項		定住住宅取得推進事業 定住のための住宅取得に対してお祝 いを支給し、定住促進を図る。	市	
		住宅リフォーム促進補助事業 リフォームによる快適な住環境づく りを推進し、定住促進を図る。	市	
		店舗新築・改築補助事業 店舗の新築・改築による快適な営業環 境づくりを推進し、商工業の活性化を図 る。	市	
		空き家バンク登録住宅改修補助事業 都市から農村への移住を希望する人 へ、空き家情報を配信し、また、空き家 の利活用を推進することで、定住促進を 図る。	市	
		地域づくり推進事業 住民主導による地域づくり活動やイ ベント等を支援し、地域づくりのリーダ ーを育成する。	市	
		市有地活用定住促進補助事業 曾於市が所有する土地に住宅を建設 する場合、取得価格の一部を補助するこ とで、定住促進及び地域活性化を図る。	市	
		地域おこし協力隊事業 曾於市の観光振興や特産品開発、文化 活動、広報活動を通じて、地域の活性化 に繋げる。	市	